

社援地発 1001 第 15 号
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公印省略）

生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議
の設置及び運営に関するガイドラインについて

平成 30 年 6 月 8 日に公布された「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）による改正後の生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により、福祉事務所を設置する自治体は、関係機関等により構成される会議（以下「支援会議」という。）を組織することができ、同条第 2 項の規定により、支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うものとされた。

本ガイドラインは、福祉事務所設置自治体が、支援会議の目的や情報共有に関するルール等を理解した上で、地域の実情に応じた効果的な会議を運営することができるよう、その設置及び運営に当たっての留意点等を、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）において相談支援に従事する相談員や生活困窮者の支援に関する有識者の方々の意見も参考にしながら、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室にて、別添のとおりまとめたものである。

平成 27 年 4 月の法の施行により生活困窮者に対する新たな支援制度が創設され、全国的に生活困窮者に対する支援が実施される中で、法の施行後の状況をみると、新たに相談につながった人のうち多くの人に支援の効果が現れてきている。一方で、地域や社会から孤立し自ら情報にアクセスすることが困難な人、日々の生活に追われ気力や自尊感情が低下している人、過去の経験等から行政機関へ相談することに心理的な抵抗感がある人など、未だ支援につながっていない生活困窮者の存在が指摘されている。

そうした未だ支援につながっていない生活困窮者を確実に支援につなげ、その自立の促進を図れるよう、支援会議の設置主体である福祉事務所設置自治体の職員はもとより、法に基づく事業に関わる支援員、また、支援会議に参加する構成員の方々が支援会議の事務に従事するに当たっての手引きとして、本ガイドラインを活用いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言であることを申し添える。

生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議
の設置及び運営に関するガイドライン

第1. 支援会議について	4
(1) 支援会議の設置の背景.....	4
(2) 支援会議とは.....	6
(3) 支援会議の意義.....	7
第2. 支援会議の運営方法について	8
(1) 支援会議で取り扱う事例.....	8
(2) 支援会議の構成員.....	9
(3) 構成員の役割.....	10
(4) 支援会議の開催頻度.....	11
(5) 支援会議の開催方法.....	12
第3. 守秘義務について	14
(1) 守秘義務の趣旨.....	14
(2) 守秘義務の適用範囲.....	14
(3) 守秘義務違反となる場合.....	15
(4) 関係機関等に対する協力依頼.....	15
(5) 情報の安全管理.....	16
第4. その他支援会議を円滑に進めるための工夫等	17
(1) 支援会議の設置の準備.....	17
(2) 支援会議の設置要綱の作成.....	17
(3) その他.....	18

第1. 支援会議について

(1) 支援会議の設置の背景

法に基づく自立相談支援事業において、個々の生活困窮者の個人情報等を関係機関等と共有する際には、その都度、本人の同意を得ながら行うことが基本である。

しかしながら、生活困窮者の支援の現場では、

- ・ 本人の同意が得られずに、支援に当たって連携すべき関係機関等と情報が共有できない事案や
- ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているもののそれらが世帯全体の課題として把握・共有されていない事案

など、本人の同意がない場合であっても関係機関等の中で情報の共有が必要と考えられる事案が少なくない。

その事案の中には、世帯全体としての状況を把握してはじめて深刻な困窮状態にあることや困窮状態に陥る可能性の極めて高い状態にあることが明らかになるものもある。これらの事案は、関係機関等の中で情報共有を行うことによって、その緊急度を踏まえた的確な支援が可能になることが、これまでの支援の実践により明らかになってきている。

とりわけ、平成26年9月に千葉県銚子市の県営住宅で発生した痛ましい事件は、約半年後に施行を控えた法のあり方について再確認するきっかけとなったものであり、生活困窮者の支援に関わる関係機関の間での情報共有や緊密な連携を行う体制づくりの重要性を改めて強く認識した事案であったと考えている。

図表1 相談につなぐ連携体制の構築が必要であったと考えられる事案の例

切迫した生活困窮者を

相談につなぐ連携体制の構築が必要であったと考えられる事案

- 2014年9月、家賃の滞納を理由に県営住宅から退去を迫られた母親が、強く追い詰められ娘を窒息死させてしまう事件が発生。
- これを制度の問題として受け止めた場合、庁内および庁外関係機関との密接な連携体制の構築が課題として指摘されてきた。
- 支援や体制整備の遅れは、ときに生命に大きな影響を及ぼす可能性があるため、留意が必要である。

A市で発生した事件の概要（報道より。以下同じ。）

- Bさん(女性40代)は、娘(中学生)との二人暮らし。県営住宅で暮らしていたが、パート収入が減り2年前から家賃が支払えなくなる。
- 県は、Bさんに対して複数回にわたり支払いの督促を行った。しかしながらBさんは、家賃を支払うことができず、ついに県から立ち退き命令が下る。
- 県営住宅から退去する当日、Bさんは「県営住宅を退去すれば生きていけない」と強く追い詰められ、娘を窒息死させてしまう。

経緯(公的機関との関わり)

- 県が発出した支払いの督促状には、「事情がある場合は相談に応じる」と記されていたが、Bさんが県に家賃の相談をすることはなかった。
- Bさんは、過去に国民健康保険の担当課で短期被保険者証の手続きをし、促されて生活保護の担当窓口にも行っていたが、制度概要は聞いたものの再び相談はなかった。

【事例から見える課題】

- Bさんは複数の課題を有しており、さまざまな制度をひとりで積極的に調整することは容易でなかったとも推察。
- Bさんは既に複数の相談窓口に行っていたが、問題の解決には至らなかった。
- 各相談窓口で得られた情報が、他の関係部署と共有されることはなかった。
- 利用できる制度やサービスは存在していたが、Bさんには必要な情報が届いていなかった。

必要な取組

- ① 庁内体制、関係機関との連携体制の構築
※本件では、県と市との連携も重要であったことに留意
- ② 相談窓口における適切な支援の提供
・ 主管部局又は自立相談支援機関においては、相談者の話を丁寧にアセスメントするとともに、気になる相談者については引き続きフォローを行うなど、本人主体による相談支援を実施することが求められる。

当該事案は新聞紙上で、『生活困窮 なぜ救えなかった』と大きく取り上げられた。このような事例はどの地域でも起こりうるものと考えらるべき。

本事案を受けて、国土交通省は「公営住宅の滞納家賃の徴収における留意事項等について」(平成26年11月5日付け国住備第135号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知)を发出し、家賃減免制度の周知等に努めるとともに、特に困窮度が高い世帯について、関係機関と公営住宅の存する市区町村との緊密な連携を要請。

こうした実態も踏まえつつ、平成 29 年 12 月 15 日に取りまとめられた「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」では、「例えば、「支援調整会議」の仕組みを活用し、構成員の守秘義務を設けることで、関係機関間で把握している生活困窮者に関する情報の共有を、必ずしも本人の同意がない場合も含めて円滑にし、生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための情報共有の仕組みを設けるべき」と指摘されている。

これを受け、改正法による改正後の法においては、

- ・ 福祉事務所設置自治体は、関係機関や法定事業の委託を受けた者等を構成員とする、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換や生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うための会議を組織することができること（改正法による改正後の法第 9 条第 1 項及び第 2 項）
- ・ 生活困窮者に関する関係者間の情報共有を円滑に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設けること（改正法による改正後の法第 9 条第 5 項）
- ・ 上記守秘義務の規定に違反して秘密を漏らした者については、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処すること（改正法による改正後の法第 28 条）

等が新たに規定された。

こうした新たな会議体である支援会議が各地域で効果的に機能することにより、関係機関の狭間で適切な支援が行われなかったといった事例の発生を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげる重要な一手法となることが期待される。

図表 2 支援会議に関する規定（改正後の生活困窮者自立支援法抜粋）

改正法による改正後の生活困窮者自立支援法

※ 関係部分抜粋

（支援会議）

- 第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。
- 2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
 - 3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。
 - 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

第二十八条 第五条第三項（第七条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第九条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

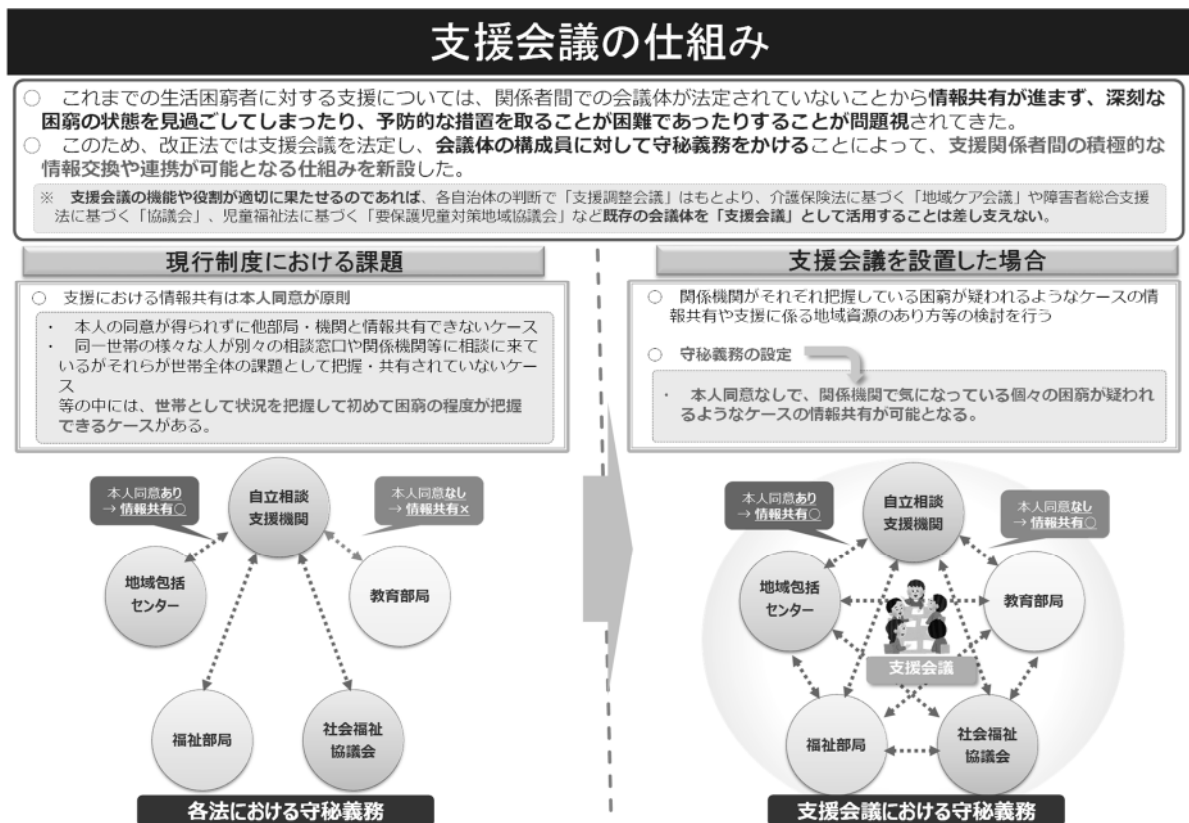
(2) 支援会議とは

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。

一方、これまで自立相談支援事業の実施主体が「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別紙「1. 自立相談支援事業の手引き（別添1）」に基づき実施している支援調整会議は、自立相談支援事業において、個々の生活困窮者の支援プランの決定等を行い、その後の支援につなげることを目的に行うものであり、関係機関間の情報共有を目的とした支援会議とは、その目的や対象となる範囲等が異なるものである。

また、支援会議は、行政内部の関係部署も含めて、多くの関係機関・関係者から構成される。生活困窮者に関する情報共有の仕組みやその後の支援を効果的かつ円滑に行うことや、生活困窮者に関する個人情報の適切な管理が求められることも踏まえれば、支援会議を組織する福祉事務所設置自治体はその事務を行うことが望ましい。仮に、その事務の一部を民間団体に委託する場合であっても福祉事務所設置自治体が、構成員の選定はもとより関係機関・関係者間の調整・連携や生活困窮者に関する個人情報の管理を行うなど、支援調整会議の運営に係る事務と比較して、より主導的に、会議の運営及び開催の中核として関わる必要がある。

図表3 支援会議の仕組み



なお、「支援会議」という名称については、その目的や機能を踏まえた会議の運営がなされている場合には、地域の実情に応じて、関係者が理解しやすい名称に変更することは差し支えない。その場合でも、支援会議の設置要綱(第4の(2)参照)において、法に基づく会議体であることを示し、位置づけを明確にすることが必要となることに留意されたい。

(3) 支援会議の意義

支援会議においては、地域の関係機関や法に基づく事業の委託を受けた者等が、生活困窮者等に関する情報を共有し、自立相談支援機関など関係機関の適切な連携の下で対応していくものであり、以下の効果が期待される。

- ① 支援につながっていない生活困窮者等を早期に発見することができる。
- ② 生活困窮者等に対して、迅速に支援を開始することができる。
- ③ 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。
- ④ 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の中で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。
- ⑤ 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができ、支援を受ける生活困窮者やその世帯にとってよりよい支援が受けやすくなる。
- ⑥ 関係機関等が分担をしあって個別の事例に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かちあうことができる。

一方、支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで生活困窮者のため、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人たちの自立を支援するために開催するものであることを、関係者が共通に理解した上で運営・開催されることが必要である。

第2. 支援会議の運営方法について

(1) 支援会議で取り扱う事例

支援会議で取り扱う事例は、主に以下のような事案が考えられる。

- ・ 本人の同意が得られないために支援調整会議で共有を図ることができず、支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
- ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案
- ・ より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報を共有しておく必要があると考えられる事案

図表4 支援会議で取り扱う事例のイメージ

支援会議で取り扱う事例

○ 支援会議で取り扱う事例は、主に以下のような事案が考えられる。

- ◆ 本人の同意が得られないために支援調整会議で共有を図ることができず、支援に当たって連携すべき部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
- ◆ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているが、それが世帯全体の課題として、関係者間で把握・共有されていない事案
- ◆ より適切な支援を行うために、他の関係機関等と情報を共有しておく必要があると考えられる事案

※ 生活困窮に陥る背景や要因は多種多様であることから、具体的な対象者やイメージ、またその優先順位等は、各自自治体において実践を積み重ねていくこと等により整理・標準化していくプロセスが重要

(参考) 支援会議で取り扱う事例のイメージ

事例の概要

- ◇ 高齢の80代の母親と、50代の長男の2人世帯。長男は長期のひきこもり状態にあり仕事はしておらず、夜中に奇声を発するなど精神疾患が疑われる。
- ◇ 現在は母親の年金収入で生活しているが公営住宅の家賃は滞納が続いている。母親は認知症が疑われ、地区担当の保健師の働きかけで、近く、専門医を受診予定。

問題点

50代の息子が精神科の治療を受けつつ、就労準備支援事業等を利用して就労自立するための能力を身につけておかないと、母親が亡くなったり、介護サービスや医療サービスを利用して支出が増えると急速に経済的な困窮に陥る蓋然性が高い。

そのような状況にあるにもかかわらず、保健師、地域住民、住宅担当部局職員の把握している情報が分断されているため、**世帯全体としての支援の必要性が認識されていない。**

支援会議において、関係者間の情報共有を図ることにより、世帯全体の課題や経済状況等を把握した上で、相互に早期的・相互補完的な支援を行うことが可能になる。

また、支援会議における情報共有の対象となる者は、基本的には、改正法による改正後の法第3条第1項に規定する「生活困窮者」又は生活困窮の端緒が伺われる者を想定しているが、これに制限されるものではなく、生活保護受給世帯の世帯員であっても、上述の事案に該当するものであれば、支援会議において情報共有をすることは可能である。とりわけ、生活保護廃止の見込まれる世帯等のうち、地域から孤立している等の事案については、保護脱却後に再び生活保護の受給に至るこ

とを防止する観点から、支援会議を活用して地域の関係機関等の間で情報を共有しておくことが望ましいと考えられる。

なお、生活困窮状態に至る背景や要因は、例えば、心身の不調、知識や技能の不足、家族の問題、健康の問題、家計の破綻、将来展望の喪失といったものがあり、またこれらが複合している場合もあるなど多種多様であることから、具体的な対象者や対象世帯のイメージ、また、その優先順位等については、各福祉事務所設置自治体において、支援会議の実践を積み重ねていくことにより、整理・標準化していくプロセスが重要となるので、留意されたい。

(2) 支援会議の構成員

支援会議の構成員については、自治体職員、自立相談支援事業の相談支援員、サービス提供事業者、地域において生活困窮者に関する業務を行っている福祉、就労、教育、住宅その他の関係機関の職員、社会福祉協議会職員、民生・児童委員、地域住民などが想定される。

また、支援を必要としている生活困窮者を確実に支援につなげ、しっかりと支援していくためには、生活になんらかの課題を抱えた人が相談に訪れる各自治体の福祉、就労、税務、住宅などの関係部局の職員はもとより、学校や家庭教育支援等の取組を通して子どもやその保護者の状況を把握している教育関係者、行政では把握が難しい地域住民の些細な変化に気づくことができると考えられる公的サービスの提供機関、ガス・電気等の供給事業者、介護保険法に基づく訪問介護・訪問看護等を行う民間のサービス提供事業者、新聞配達所、郵便局など個別訪問により市民の日常生活に関わる事業所など地域の関係機関のほか、地域に根ざした活動を行っている民生・児童委員、地域住民の方々などを構成員とすることも重要である。

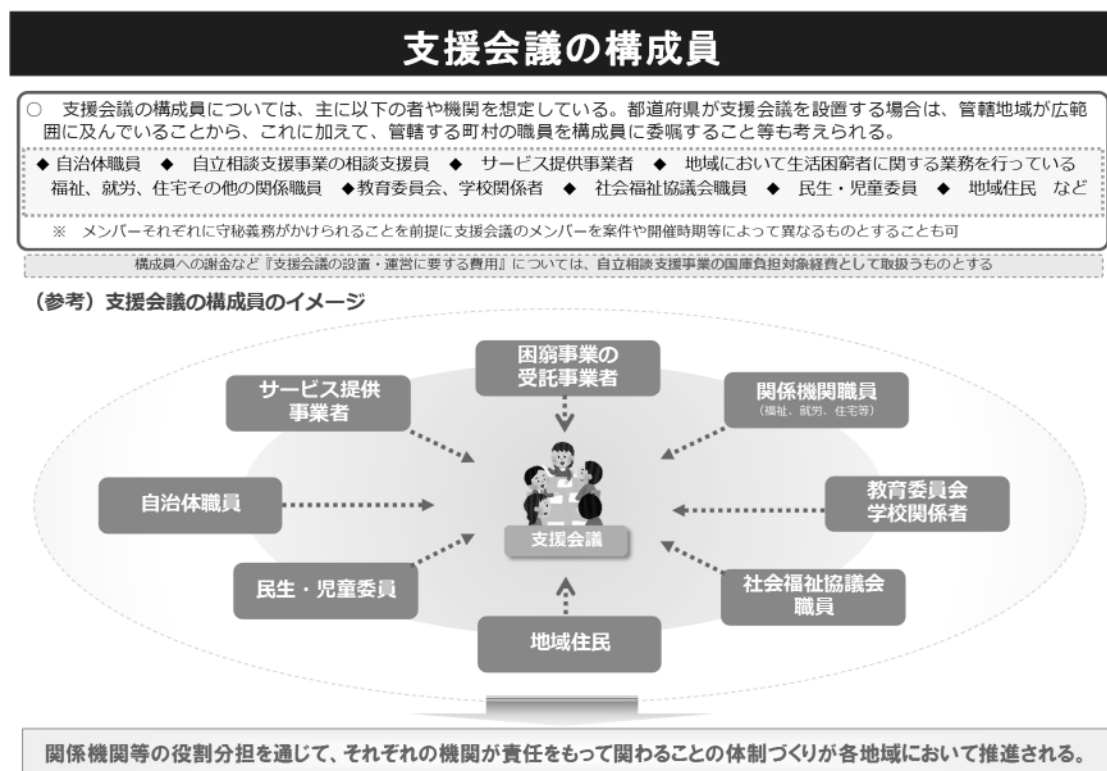
ただし、こうした生活に課題を抱えた人たちの存在を把握する経路については、地域の社会資源等の整備状況や地域コミュニティの状況、諸機関との関係性等に応じて多様であることから、まずは、上記も参照の上、設置主体である福祉事務所設置自治体において、地域において構成員とすべきサービスや事業、各種の取組を洗い出し整理することが、構成員の人選を考える上での第一歩になるものと考えられる。

また、情報共有を行う対象者ごとにその関係者の範囲も異なることが考えられること、地域の多様な主体を網羅的にカバーしようとする会議体の規模が大きくなりすぎることから、効率的・効果的な運営の観点から、構成員それぞれに守秘義務が課されることを前提として、案件や開催時期によって支援会議の構成員を変えることも可能である。

なお、各福祉事務所設置自治体は、例えば、行政区ごとなどで複数の支援会議を組織することや、全ての構成員が参加する会議とは別に、特定の事例ごとに実務者レベルで開催する支援会議を組織するなど二層構造とすることも可能である。特

に、都道府県が福祉事務所設置自治体として支援会議を設置する場合には、市町村と比べて管轄地域が広範囲に及ぶことから、郡部の生活圏ごと、あるいは福祉事務所設置単位ごとに支援会議を複数設置することやその管轄する町村の職員を構成員とするなど、それぞれの都道府県が管轄地域の実情に応じて効果的な方法を検討することが必要となる。

図表5 支援会議の構成員のイメージ



(3) 構成員の役割

支援会議の構成員は、主に以下の役割を担うことを想定している。

ア 気になる事案の情報提供・情報共有

守秘義務を課された構成員が、各所属機関において日常的な業務を行う中で把握した、生活困窮の端緒が伺われる「気になる事案」に関する情報の共有を図ることにより、関係者の間で共通の問題意識やそれぞれの役割分担について共通の理解を得られるようにする。

イ 見守りと支援方針の理解

関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの関係機関が責任をもって関わることのできる体制を構築する。事案の内容によっては、構成員が各々の権限の範囲内で継続的な見守りを実施したり、所属機関の中で支援体制を構築する役割を担うことが期待される。また、必要に応じて、複数の関係機関等から情報収

集を行い、各々が持っている情報を集約し、包括的に世帯の状況を把握した上で、関係機関等が共通の認識の下で支援方針の明確化等を行う。

ウ 緊急性がある事案への対応

緊急の支援が必要な場合には、事案の主担当となる者や機関が関係機関と連携して支援に当たるものとする。課題が複雑で、主担当となる者や機関を明確に定めることが難しい場合には、自立相談支援機関が主担当として支援に当たりつつ、関係機関との総合調整の役割を果たすことが考えられる。

なお、緊急の支援が必要な場合とは、栄養状態が悪く衰弱している場合や、重篤な疾患等により、急迫した状態にあり、緊急に医療機関につながることが必要な場合等があげられる。また、虐待やDVを受けていると疑われる場合にも、緊急の対応が必要になることがあり、とりわけ、事件性が疑われる場合には、警察に協力を依頼することも検討する必要がある。

(4) 支援会議の開催頻度

支援会議の開催は、開催月や開催曜日等を予め設定する定例開催と非定例で行う随時開催の方法がある。

定例開催の利点としては、支援会議が、(2)のとおり、多様な関係者により構成されることが想定されることから、構成員が予定を立てやすく日程調整の手間が比較的少ないことや、定期的に行われているため、相談事例を持ち込みやすい環境となること、1度の開催で効率的に個別の事案の共有が図られること等が考えられる。

一方、随時開催の利点としては、柔軟な開催を行うことができることや、緊急度の高い事案に対し迅速な対応ができること等が考えられる。

各福祉事務所設置自治体においては、それぞれの開催方法の利点等を踏まえつつ、地域の実情に応じて構成員の合意を得ながら、支援会議の開催方法や頻度を決定することが適当である。

地域の実情に応じて開催方法等を決定することを前提として、例えば、特定の曜日等を設定するなど多くの構成員の参加による積極的な情報交換や連携、また、多様な視点からの支援方法の検討が期待できる定例開催を基本としつつ、緊急度の高い事案が発生した場合には、随時開催による柔軟な開催を可能としておくなどの方法も考えられる。

また、開催の頻度についても、例えば、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく要保護児童対策地域協議会や介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域ケア会議、消費者安全法（平成21年法律第150号）に基づく消費者安全確保地域協議会など他の法律に基づく類似の会議の開催頻度も参考にしつつ、適切な開催頻度を設定することが考えられる。また、支援会議を開催する中で、支援会議において情報共有を行う事案の件数等も踏まえ、構成員の合意を得ながら、頻度の標準化を図っていくことも望まれる。しかしながら、長期にわたり開催されないこ

ととならないよう、留意されたい。

(5) 支援会議の開催方法

① 参加者（構成員）への出席依頼

支援会議の参加者は、毎回同じ構成員とする場合と、会議に諮る事案や開催時期等によって構成員を異なるものとする場合が考えられる。関係機関等との関係性など地域の実情に応じて効率的・効果的な方法により実施することが望ましいが、いずれの方法であっても、構成員の積極的な参加と適切な情報共有、見守り等も含め、支援のネットワークを作るために適切な構成員が参加できるように配慮する必要がある。

また、事案によって構成員を変更する場合には、新たに会議に参加する構成員に対して、会議の運営主体から事前に会議の趣旨や参加の意義を明確に伝えることが求められる。参加者が事前に求められる役割を理解しておくことで、心構えができ、より円滑かつ効果的な会議の運営が可能になることを期待する。

② 取り上げる事例の選定

取り上げる事例は、構成員が生活困窮の端緒の伺われる「気になる事案」を事前に集約して会議の中で取り上げる方法に加え、事案が少ない場合や特定の分野に偏る傾向が見られる場合には、新たな問題意識を醸成するために、テーマを設定して取り上げる事案の内容を拡げる等の方法が考えられる。

どのような事案を選定するかについては、それぞれの構成員の属する機関の問題意識や地域性等も反映されることから、取り上げる事案に漏れがないか、見落とししている事案がないかなど定期的に確認・協議することが必要となる。

③ 資料の準備等

必要な資料は、事案の内容や対象者によって異なるが、②で選定した事例に関する資料やこれまで支援会議で取り上げた事例の支援経過に関する資料のほか、構成員が現に支援している困難事案に関する資料等を準備しておくことが考えられる。

なお、支援会議で取り上げた事例等に関する会議内容の振り返りや関係機関の役割と支援の方向性、次回会議の日程など決定事項を明確にする観点から、毎回、会議録を作成し、その内容を構成員の間で共有することが望ましい。

④ 会議の実施後

共有された情報を活用して、相談員や構成員が対象となる世帯にアウトリーチを行うことは、自ら相談に訪れることができない、あるいは、過去の経験から生ずる行政に対する拒否感から訪れることを望まない課題を抱えた方々を早期に発見し、支援につなげるための積極的な支援手段の一つである。

ただし、生活困窮者は、生活上さまざまな不安や悩みを抱えており、個人情報
が自分の知らないところで広がっていくことに不安を感じる場合も少なくない。
このため、本人の同意がない中で「家庭」や「居場所」といった個人のプライベ
ートな領域への介入を行ったり、支援機関等との信頼関係が構築されていない段
階でむやみに干渉することで、かえって心理的に追い込んでしまう結果となる可
能性も否定できない。どのような方法で支援につなげるかについては、支援会議
で得られた情報が本人の同意を得ていないことを十分に認識した上で、個人情報
が支援会議で共有されていることを本人に伝えないように留意することはもと
より、多様な関係者や有識者も交えて、当事者の負担感や抵抗感にも配慮したア
プローチや支援手法を慎重に検討し、一定の時間をかけて信頼関係を構築してい
くプロセスが必要となる。

また、支援につなげた場合であっても短期間で成果を上げることが難しいケー
スもあるため、支援会議の中でモニタリングの時期を予め設定し、会議の実施後
においても、事案の情報提供者から経過や変化を報告してもらうこと等により、
関係者と定期的に情報を共有したり、見守りの方法等について軌道修正すること
が重要である。

このようなモニタリングによって、新たな課題が発見され会議への理解を深め
たり、参加者の意欲を高めるだけでなく、自分たちでより良い地域を創っていこ
うといった意識を醸成することにもつながることが期待される。

第3. 守秘義務について

(1) 守秘義務の趣旨

これまでの生活困窮者に対する支援については、関係者を構成員とする会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見過ごしてしまったり、予防的な対応を取ることが困難であり、課題とされてきた。

このため、改正法による改正後の法では、生活困窮者に対する支援に携わる関係者間の情報の共有及び支援体制の検討を行う支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを設けたものである。

支援会議がこうした法律の企図した機能を発揮し、生活困窮者への早期かつ適切な対応を可能にするためには、すべての構成員がこうした守秘義務を課される趣旨やそのルールに関する基本的な考え方をきちんと理解した上で会議に参加することが基本となる。

また、会議を設置・運営する福祉事務所設置自治体は、会議の構成員から地域の課題を抱えた方の情報を可能な限り早期にかつ幅広く集約できるようにするため、構成員が安心して情報を提供できるような実効性の高い仕組み・体制を構築することが必要である。

(2) 守秘義務の適用範囲

自立相談支援事業の受託事業者や民生・児童委員等については、他の法令によりそれぞれの事務や職務で知り得た秘密に関する守秘義務が課せられており、これが各々の制度の地域で課題を抱えた生活困窮者等を早期に把握する上で大きな壁になっていた。

こうした中、改正法による改正後の法では、支援会議の事務に従事する者又は従事していた者に守秘義務をかけることで、本人の同意がとれない事案であっても、必要に応じて地域における個々の生活困窮者等に関する情報を支援会議の場で共有できるように見直し、それぞれに課された法律上の守秘義務に関する規定にも抵触しないこととした。

ただし、地方税の賦課徴収に従事する職員（以下「税務職員」という。）については、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報よりも厳しい守秘義務が課せられていることから、税務職員が有する納税者等の情報まで本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要である。

なお、支援会議の求めに応じて情報を提供するかどうかについては、構成員はこれに協力するよう努めるものとされている。構成員は、支援会議から情報提供の求めがあったときは、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うという支援会議の趣旨に照らし、適切な判断がなされることを期待する。

(3) 守秘義務違反となる場合

支援会議で取り扱われる情報は、生活困窮者の個人情報等の機密性の高い情報が多く含まれているため、支援会議で共有した生活困窮者等の秘密が外部に漏れることは、生活困窮者当事者に対する重大な不利益になり得るとともに、生活困窮者自立支援制度そのものへの信頼性を損なう事態を招くおそれがある。

このため、改正法による改正後の法第9条第5項では、個人情報の漏洩を防止するための措置として、「支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」と規定され、支援会議の構成員が正当な理由なく、支援会議の中で共有された生活困窮者に関する個人情報等を支援会議の外へ漏洩させるなど守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される（改正法による改正後の法第28条）といった罰則を伴う秘密保持義務が規定されている。

ここでいう「正当な理由」については、支援会議の適正な運営という観点から支援会議を組織する福祉事務所設置自治体においてその判断がなされるものと考えているが、一般的には構成員による情報提供が、例えば、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第34条など他の法令に基づき実施されている場合や生活困窮者の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合が考えられる。

(4) 関係機関等に対する協力依頼

支援会議の設置により、福祉事務所設置自治体は、構成員同士で情報を共有することができるようになるだけでなく、生活困窮者に関する情報の交換等を行うために必要がある場合は、関係機関等に対して「生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる」こととされている（改正法による改正後の法第9条第3項）。

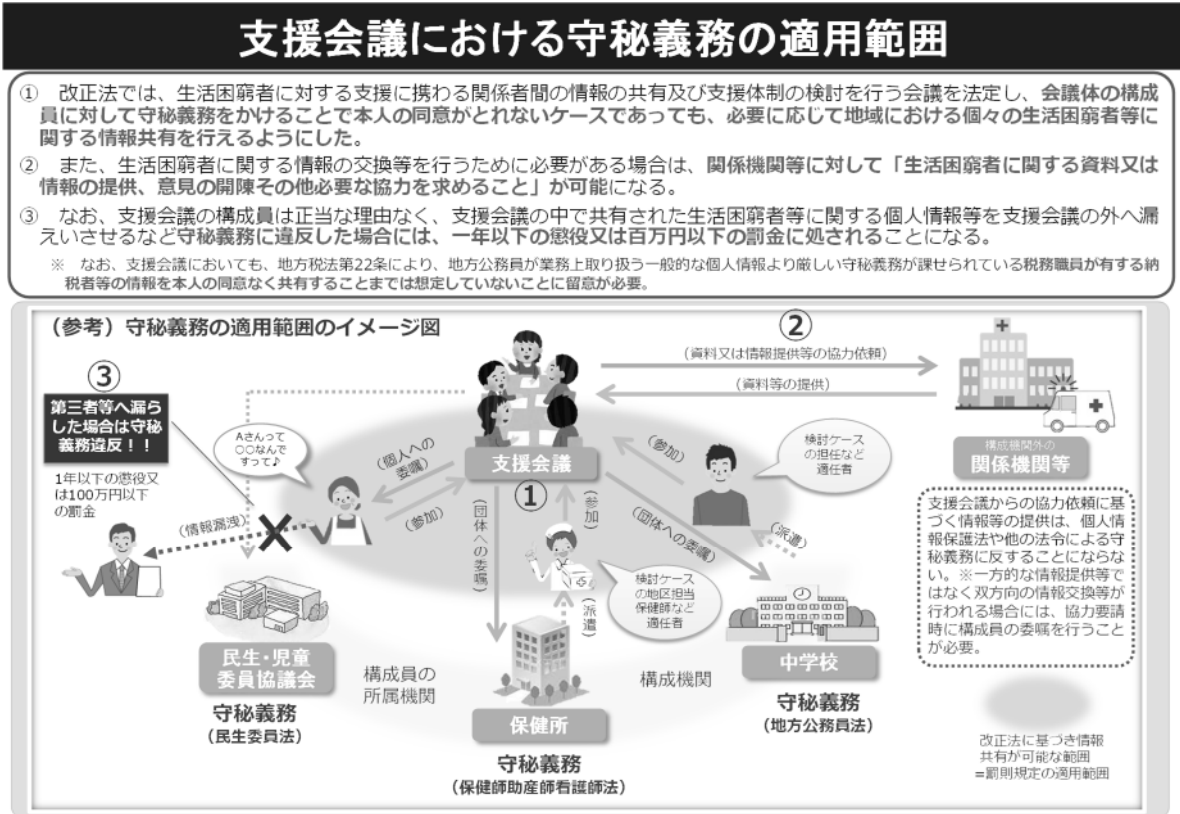
支援会議から協力を求められた関係機関等は、その依頼に基づいた情報提供等の範囲において、その関係機関の職務等に関する守秘義務に反することにはならないことになる。

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）では、本人の同意を得ない限り、あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、第三者に個人データを提供してはならないこととされているが、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、改正法による改正後の法第9条第3項の規定に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにもならないものと解される。

ただし、この協力要請に基づき、当該関係機関等から支援会議の構成員等に対して一方的に情報の提供等が行われる場合はともかく、今後の支援の内容に関する協議など、当該関係機関等と支援会議の構成員との間で双方向の情報の交換等

を行うことが見込まれる場合には、協力要請時に、守秘義務が課される支援会議の構成員となることについても要請することが必要になるので、留意されたい。

図表6 支援会議における守秘義務の適用範囲



(5) 情報の安全管理

支援会議で共有された情報の漏洩が生じないように、支援会議の庶務を担う事務局はもとより、構成員においても情報管理を確実にを行う必要があり、例えば、支援会議で配布された個人情報に記載された書類は、会議終了後、その場で廃棄することを原則とするか、あるいは、施錠可能な場所で保管し、必要な場合に限り取り出して利用する等の適切な方法により管理することが求められる。

また、事務局においては、構成員の秘密保持義務と情報管理方法を書面化し、構成員への周知徹底を図るとともに、必要に応じて、構成員における情報の管理状況を確認し、情報の漏洩等が疑われる場合等には、適切な措置を講ずるべきである。

第4. その他支援会議を円滑に進めるための工夫等

(1) 支援会議の設置の準備

関係機関や関係者によって、支援会議が担うべき役割等に関するイメージに相違がある場合も考えられることから、支援会議の設置に先立ち、支援会議を組織し、主導する福祉事務所設置自治体の担当部署が、構成員となり得る関係者を対象として準備会を開催し、支援会議の組織や運営の基本的な部分について、十分に協議・調整することが望ましい。

また、構成員には、罰則を伴う守秘義務が課されることから、支援会議への参加に際しては、第2の(3)の構成員の役割のほか、第3の守秘義務の内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ説明しておくことが、効果的・効率的な会議運営に資するほか、構成員となった後のトラブルを未然に防止する上でも適当である。

(2) 支援会議の設置要綱の作成

改正法による改正後の法第9条第6項の規定により、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は支援会議が定めることとされているため、福祉事務所設置自治体は支援会議の設立に先立って、(1)の準備会等で決定した支援会議の設置の目的や所掌事項等の基本的事項について、設置要綱として、文書化、制度化しておくことが適当である。設置要綱の内容は、地域の実情に応じたものとなるが、次のような内容が考えられる。

なお、参考資料として、支援会議の設置要綱の例を掲載しているので参考にされたい。

① 設置

改正法による改正後の法第9条第1項において、福祉事務所設置自治体は、関係機関、改正法による改正後の法第5条第2項（第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者により構成される会議を組織することができるものとされている。

② 取組内容・所掌事項

改正法による改正後の法第9条第2項において、支援会議は生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとされている。これに加えて、支援会議が協議し、決定した具体的内容を記載することが考えられる。

③ 組織

構成員については、第2の(2)を参照。支援会議を代表し、支援会議の会務を総理するものとして、会長を定めることも考えられる。また、支援会議を

複層的な構造とする場合には、その旨を定めることも考えられる。

④ 運営

例えば、以下のような事項を記載することが考えられる。

- ・ 支援会議の招集方法や開催頻度（定例開催の場合）
- ・ 必要に応じて、担当者レベルでの会議を開催すること
- ・ 必要に応じて、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができること

⑤ 守秘義務

支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務があり（改正法による改正後の法第9条第5項）、これに違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されることがある旨を記載する（改正法による改正後の法第28条）。支援会議の構成員となる関係者が罰則を伴う守秘義務の存在及びその内容を十分認識した上で支援会議に参加するよう、設置要綱においても明記すべきである。

⑥ 事務局

支援会議の庶務を処理する自治体の担当部署名等を記載する。

⑦ その他

この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営について必要な事項は、別に定める旨を記載することが考えられる。

（3）その他

① 他の会議の活用

地域には支援調整会議のほか、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や介護保険法に基づく地域ケア会議など様々な会議体が存在している。とりわけ、小規模な自治体においては、会議の参加者はどの分野でもそれほど変わらないことが多いことも考えられることから、既存の会議体の内容を精査し、それらの会議と時間を切り分ける等した上で、支援会議として活用することも効果的・効率的であると考えられる。その場合には、それぞれの会議体の目的及び役割の相違を十分に理解した上で適切な運営がなされるよう、配慮する必要がある。

② 個別の事案から見えてきた地域課題

個別の事案を通じて、地域の課題や不足する社会資源が明らかになることもある。このような地域課題の存在を、関係者が理解し共有することが重要である。また、必要に応じて対応方法を検討したり、各々が参加している別の会議体で共有・協議するなど、地域づくりにつながる視点を取り入れることが望まれる。

〇〇〇支援会議設置要綱（例）

（設置）

第〇条 生活困窮者に対する適切な支援を図るため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、〇〇〇支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第〇条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換
- （2）生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- （3）その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

（組織）

第〇条 支援会議は、別表に掲げる関係機関に属する者その他市長が必要と認める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（会長及び副会長）

第〇条 支援会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。
- 3 会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（支援会議の開催）

第〇条 支援会議は、会長が構成員を選定して招集する。

- 2 支援会議の開催及び支援会議の資料は非公開とする。

（意見の聴取等）

第〇条 会長は、第〇条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第〇条 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支

援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第28条の規定により、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(庶務)

第〇条 支援会議の庶務は、〇〇が処理する。

(雑則)

第〇条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

別表 (第〇条関係)